

徳島県県有林クレジット売買契約書

売出人徳島県（以下「甲」という。）と買受人株式会社姫野組（以下「乙」という。）とは、環境省のオフセット・クレジット（J-V E R）制度に基づく徳島県県有林のオフセット・クレジット（J-V E R）（以下「クレジット」という。）の売買について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。  
2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

品名	数量	単位	単価	金額
オフセット・クレジット	9	t-CO2	10,000円	90,000円

（消費税及び地方消費税を含まない）

（売買代金）

第3条 売買代金は、金99,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金9,000円）とする。  
2 前項のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、売買代金に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除とする。

（代金の納入）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を甲の発行する納入通知書により、納入通知書に定める納入期限までに徳島県指定金融機関等へ納入しなければならない。

（延滞金）

第6条 乙は、前条の納入期限までに売買代金を納入しなかったときは、当該売買代金の額にその納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて得た額を延滞金として甲に納入しなければならない。ただし、延滞金が100円未満の場合は、これを徴しないことができる。

（クレジットの移転等）

第7条 甲は、乙からの売買代金の支払を確認後、クレジット登録簿の操作により甲の保有口座にあるクレジットのうち第2条に規定する数量のクレジットの無効化を速やかに行うものとし、このことをもって、甲から乙にクレジットの引渡しが行われたものとする。  
2 甲は、第2条に規定する数量のクレジットを乙のために無効化したことを証明する無効化証明書（オフセット・クレジット（J-V E R）制度管理者が発行するものをいう。）の写しを乙に提出するものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、第5条に定める納入期限までに売買代金を納入しないとき、又はその納入の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙から契約解除の申出があったとき。
- (3) 乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に掲げる者に該当することとなったとき。
- (5) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害を、甲に請求できないものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、この契約の履行に当たり、乙若しくは乙の代理人又は乙の使用する者の行為により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の費用）

第10条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年5月31日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市佐古八番町5番7号  
株式会社 姫野組  
代表取締役社長 松本 哲

